

<「出席停止」の目的>

【感染を広げないため】

“病原体を多量に排泄しており他人へ病気をうつしやすい期間”であることから、集団の場での感染症の流行を防止するために行います。

<主な「学校において予防すべき感染症」の出席停止基準>

学校保健安全法施行規則・第19条 (出席停止の期間の基準)

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで (詳しくは下の図を参考にしてください。)
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。 (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください)
風しん	発しんが消失するまで (医師より保健所に届け出されますので、保健所の指示に従ってください)
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しん(水疱)が痂皮化する(かさぶたになる)まで (判断できないときは、学校を休み、医師・看護師にご相談ください)
咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭痛、結膜充血)が消退した後2日を経過するまで

《日にちの数え方》 ○○した後 △日を経過するまで…という記載の場合

○○と言う事象がみられた日を「0」日目と起算し、翌日から1日目、2日目と数えます。

<出席停止の手続きの流れ>

- 1 医師から感染症の診断を受けたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- 2 医師の診断に従い、必要な期間、治療と休養を十分にとってください。  
(出席停止期間は、欠席扱いになりません。)
- 3 登校する際は、医師の指示に従って登校してください。  
(保護者等の判断による登校はご遠慮ください。)
- 4 「感染症罹患による欠席報告書」に必要事項を保護者の方で記入していただき、登校時にご提出ください。 ※医療機関による証明書の提出は不要です。

(インフルエンザ出席停止のめやす)

		発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目
例1	発症当日に熱が下がった場合	発熱 解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	解熱後 3日	解熱後 4日	解熱後 5日	登校 可能	
例2	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	解熱後 3日	解熱後 4日	登校 可能	
例3	発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	解熱後 3日	登校 可能	
例4	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校 可能	
例5	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校 可能

インフルエンザ  
出席停止のめやす  
インフルエンザ発症  
日(発熱開始日)を0日  
と数え、5日を経過  
し、かつ 解熱した後  
2日を経過するまで出  
席を控えてください。